

アフィリエイト広告に関するガイドライン

Binary 株式会社 平成 30 年 2 月 20 日現在

この度は、Binary 株式会社(以下、「当社」と言います。)のアフィリエイト広告にご協力いただき、誠にありがとうございます。当社のアフィリエイトプログラムに参加いただくにあたり、金融商品取引業を健全に運営する立場から当社が行うアフィリエイト広告に関して本ガイドラインの遵守をお願い致します。

特に、店頭バイナリーオプション取引は店頭外国為替証拠金取引に比べ規制も厳しくなっておりますので下記事項をご承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

安全で信頼のおけるアフィリエイトプログラム運営のため、アフィリエイト会員の皆様のご理解と誠実な相互関係の構築をお願い申し上げます。

1. 禁止事項

当社アフィリエイト広告をご掲載いただくにあたり、以下の禁止事項に抵触していないかご確認ください。以下の禁止事項に抵触している場合は、広告掲載参加資格の取り消し及び成果の承認を取り消すことがございます。なお、広告掲載参加資格の取り消し後に成果が発生した場合は否認と致します。また、本禁止事項に抵触する広告の出稿により当社が被る被害については、損害賠償の対象となる場合もありますので広告をご掲載いただく際には是非とも遵守くださいますようお願い致します。

- (1) 不適合サイトでの広告掲載及び不適合サイトからの集客の禁止
 - ・アダルト、出会い系、ギャンブルに関する、不法・脱法行為、不正ビジネスに 関する、コンテンツを含むと当社が判断したサイト
 - ・暴力的、差別的、社会道徳に反する行為のコンテンツを含むと当社が判断した サイト
 - ・公序良俗に反するコンテンツを含むと当社が判断したサイト
 - ・無登録業者の広告等が掲載されているサイト、またその関連があると当社が判断 したサイト
 - ・上記コンテンツを直接含まなくとも、そのようなサイトやカテゴリへのリンク または広告配信を行っていると当社が判断したサイト
 - ・その他、当社が不利益を被る可能性があるコンテンツを含むと当社が判断した サイト



(2) 不適切な表示の禁止

- ①客観的事実に基づかないものを客観的であると誤認させるような表示
- ・手数料(スプレッド)が業界内で最も安価(極小)でないにもかかわらず、「業 界最安手数料(最低スプレッド)」といった客観的事実に基づかない表示を行う こと
- ②当社または当社が取り扱う金融商品・取引等に関する恣意的または過度に主観的な表示
- ・「BO なら(当社が)絶対お勧めです」、「当社以外との取引は考えられません」、「失敗させません」、「後悔させません」、「任せて安心」、「絶対儲かる」、「稼げる」、「勝てる」などのように直接的な勧誘文言を積極的に用いて、当社との取引を明らかに促す表示を行うこと
- ・取引を促す効果を期待して、一部の文字を明らかに強調する表示を行うこと
- ・明らかに当社または当社商品の優位点のみを過度に記述した後、当社のバナー やリンク先に誘うための「ここをクリックしてね」などの表示を行うこと
- ③公正・客観的な根拠がなく適切性に欠けるような表示
- ・「(通貨名)が上昇(下落)するのは確実」、「今が買い(売り/仕込み/手仕舞い) 時」等、相場に関する断定的な表示を行うこと
- ・「安心して投資できます」、「夢のような投資対象」等、投資者の投資判断を誤ら せるような表示を行うこと
- ・当社のバナー広告に掲載された金融商品・取引等の内容や条件について、実際の ものまたは他の会員に係るものより著しく優良または有利であると誤認させる ような表示を行うこと
- ・「断然有利」、「業界最高」、「○○で一番」、「業界 No1」、「千載一遇のチャンス」、「超お得」、「常勝」、「必勝」、「高確率」、「極狭(小)」、「空前・絶後」、「驚異的」、「圧倒的」、「ダントツ」、「究極」、「極める BO (FX)」、「王道」、「BO (FX) をやらない奴は○○ (誹謗的な表現)」など、誇大または扇動的な表示や過当な投機を推奨する表示を行うこと
- ④預金等との誤認を生じさせるような表示
- ・「元本保証」、「安全確実」、「預金の利息と同様」、「予想利回り」、「金利〇%」、 「高利回り」、「金利付与」等、預金等との誤認を招くような表示を行うこと
- ⑤その他、金融商品取引法や景品表示法などの関連法令または当社の広告審査基準 に照らし、不適切と判断されるような表示
- ・BO(FX)の特長に比べ、リスク面に関する記載が著しく少ない表示を行うこと



- ・運用パフォーマンスの一部を抽出するなどにより投資者に誤解を生じさせるよう な恣意的または過度に主観的な内容の表示を行うこと
- ・当社または当社の取り扱う金融商品の特長を恣意的に強調する意図をもって、他 者の著作物等の一部を用い、閲覧者に特定の印象を植え付けている表示を行うこ と
- ・金融商品取引に関わる諸税を免れることを示唆するまたはそれと誤認されるおそれがある表示を行うこと
- ・仮名、借名、ダミー法人化(自然人に対する BO (FX) の規制を逃れることを意図したもの)を促している表示を行うこと
- ・公序良俗に反している表示を行うこと
- ⑥その他の不適切な表示
- ・元本割れを生じることがない、もしくは当初元本を上回る損失が生じるおそれが ないなど事実と異なるような表示を行うこと
- ・初心者、投資経験の少ない人でも容易に利益が得られる印象を明らかに与える表示を行うこと
- ・架空の第三者を装い、当社や商品を説明および紹介する表示を行うこと
- ・他の業者や他の業者の商品を不当に評価し、当社の優位性を引き立てる表示を行うこと
- ・成功した運用場面のみを紹介し、失敗した場面を紹介しない(極端に少なく紹介 する)表示を行うこと
- ・当社の提示(約定)価格やスプレッド、スワップポイントなどに関し、当社が公表した数値とは乖離した値であるような印象を与え、誤解させるおそれのある表示を行うこと
- その他、閲覧者が明らかに誤解するような表示を行うこと
- ・当社の商品のメリットを記載した部分や強調表現部分を他の文字等と異なる色彩、サイズ、字体などを用いて、極端に強調し、印象付ける表示を積極的、効果的に用いている表示を行うこと

以上は、典型的な表示の例を示したもので、禁止している全ての表示を記載するものではありません。

(3) 比較広告について

景品表示法第5条で、当社の供給する金融商品の内容や取引条件について、実際



のものまたは競争事業者のものよりも、著しく優良であると示すまたは著しく有利であると一般消費者に誤認される表示は不当表示として禁止されています。 したがって、比較広告が不当表示とならないようにするためには、一般消費者に このような誤認を与えないようにする必要があります。このためには、次の三つ の要件を全て満たす必要があります。

- ・比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること
- ・実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること
- ・比較の方法が公正であること

例えば、次のような表示は、客観的に実証されていないとみなされ不当表示に該 当するおそれがありますので注意が必要です。

- ①客観的に実証されていないとみなされるおそれがあるもの
- ・机上(空想上)の計算に基づく数値を、実績値や確定値であるかのように表示 し(顧客がそのように誤認するおそれが高いものを含みます)、比較するもの
- ・ごく少数の顧客等の評価や感想(アンケート結果を含みます)を、一般的な(大多数の)評価であるかのように比較表示するもの
- ②正確かつ適正な引用とみなされないおそれがあるもの
- ・手数料等について、さらに有利なものがあるにもかかわらず、恣意的にまたは 十分な調査を行うことなく、それらを対象から除外したうえで比較表示するも の
- ・一定の条件の下での実績や調査結果を、全ての条件の下でも適用されるかのように表示し、比較するもの
- ・調査時期が明示されており、その時点では事実が正確かつ適正に記載された内容であっても、現時点では事実と異なり、投資者に誤解を与えるおそれがある もの
- ③公平な比較とみなされないおそれがあるもの
- ・同一の前提条件ではないものを合理的根拠なく比較し、当社または当社が取扱 う商品が有利であるかのように表示するもの
- ・アフィリエイト会員様等による評価や、恣意的に選択した評価のみを、 あたかも第三者による客観的な評価であるように比較表示するもの
- ・ランキングを広告費の多寡により順位づけるもの

(4) リスティング広告について

アフィリエイト広告を掲載いただくにあたり、会社名やサービス名等関連ワード



を含むリスティング広告の購入は禁止しております。

<禁止関連ワード>Binary 株式会社、バイナリー株式会社、Binary.com などを含むワードやその他、紛らわしい文言、誤認されるような文言等

上記ワードは除外キーワードとして設定をお願いいたします。本項目に違反していると当社が判断をした場合、即時、リンクを無効とし、契約解除及び全ての未承認成果の却下等の対応を行います。

(5) インセンティブの付与の禁止

アフィリエイト広告成果発生の際に、インセンティブ(現金、ポイント、レポート、取引ツール、賞品・景品等)を付与することは禁止しております。ただし、 事前に当社より許可されたものは本項の限りではありません。

(6) 提携サイト以外での広告掲載の禁止

必ずアフィリエイトサービスプロバイダー (ASP) にて登録しているサイトにご 掲載ください。

(7) 広告素材 (バナー、・メール原稿・テキスト) について

広告素材 (バナー・メール原稿・テキスト) の転用、変更、他目的での利用は禁止しております。特に、バナーについてはアフィリエイトサービスプロバイダー (ASP) から配信されるものをご使用ください。(バナーを更新する場合がございますので独自に画像素材を保有しないでください)

(8) 不正行為等に対する対応

当社の取り扱う金融商品・取引等へのいたずら申込、同一人物による申込、重複申込(メールアドレスや IP アドレスの重複等)、関係者による申込、その他当社が不正と判断した申込または本ガイドラインに記載されている内容に反する事項が見受けられると当社が判断した場合、アフィリエイトサービスプロバイダー(ASP)を通じてもしくはアフィリエイト会員様と直接、即日、提携の解除およびこれまでの成果の承認も致しかねますので、十分にご注意ください。

(9) 事前審査

店頭バイナリーオプション取引に関してアフィリエイト広告を行う場合、当社 が行う広告と同等とみなされますので、アフィリエイト会員が作成する広告の



内容は、新規、既存の内容変更ともに事前にその広告内容について当社に提出 し広告審査を受けていただく必要があり、審査にパスしたもののみウェブサイト に公開できます。審査を受けた後の内容を変更は禁止します。もし、内容を変更 する場合は、再度、審査をお受けください。当社の審査が行われていない広告で ある、と当社が合理的に判断した場合、当社はその広告の削除を依頼する権利を 有します。これに従っていただけない場合、契約解除及び全ての未承認成果の却 下等の対応を行います。

2. 会社情報・商品情報の記載

(1) 会社情報の記載

会社情報をサイト内に直接記載いただく場合は、下記項目の範囲内でお願い致します。

なお、下記の各項目について記載いただかなくても特に問題はございません。

- ①商号 Binary 株式会社
- ②資本金 80 百万円(資本準備金80百万円)平成28年12月31日現在
- ③登録番号 金融商品取引業者 関東財務局(金商)第 2949 号加入協会 一般社団法人金融先物取引業協会
- ④所在地 東京都渋谷区広尾 1-9-16 広尾宮田ビル 3F
- ⑤メール support@binary.com
- ⑥主な事業内容 第一種金融商品取引業
- ⑦株主 Binary Ltd. 100%出資

(2) 商品情報の記載

商品情報をサイト内に直接記載いただく場合は下記項目の範囲内でお願い致します。

なお、下記の各項目について記載いただかなくても特に問題はございません。

【「Binary.com」取引概要】

| 取引の種類 | 店頭通貨バイナリーオプション取引 |
|------------|------------------|
| 4人 カーマン 生力 | / |

■ 手数料



| 入金手数料 | 無料(振込手数料はお客様負担) |
|---------|--------------------------------|
| 出金手数料 | 3,000 円未満の場合 250 円(振込手数料は当社負担) |
| 口座維持手数料 | 12ヶ月間お取引等がない場合 2,500円(税込) |
| | 以降引き続きお取引等がない場合6ヶ月毎に2,500円 |

■ 取引日 注文受付時間

| | 下 7.1 #17月 0 Pt 月 |
|-------------------|-------------------------|
| 取引期間(時間) | ● 取引期間:2時間 |
| | 6 時間 |
| | 1 週間 |
| | 1 ヶ月 |
| | 四半期(1-3、4-6、7-9、10-12月) |
| | 1 年 |
| | 取引可能期間:1時間58分~ |
| | 判定期間:2分 |
| | ● 取引時間 |
| | 毎営業日午前9時15分~翌日午前3時13分 |
| カスタマーリレーション部 受付時間 | 月曜~金曜午前 9:00~午後 5:00 |
| (カスタマーサポート担当) | (年末年始および祝日を除く) |

■ 入出金

| 入出金について | 入金は当社の指定口座への振込。出金についてはお |
|----------|---------------------------|
| | 客様の指定銀行口座へのお振り込みとなります。 |
| 購入代金の前払い | オプション購入に際し、口座に購入代金全額がなけれ |
| | ば注文を受け付けすることはできません。取引開始前 |
| | に口座への入金が必要となります。 |
| 受渡日 | 成立後、受渡となりますので、注文当日が受渡日となり |
| | ます。 |
| | • オプション購入時には、取引口座から速やかに購 |
| | 入合計金額が差し引かれます。 |
| | • オプション売却時には、取引口座に速やかに売却 |
| | 代金が反映されます。 |
| | • 権利行使確定時には、当社システム判定後、順 |



■ 取扱商品詳細

| 通貨ペア | |
|-------------------|-----------------------------|
| AUD/JPY(豪ドル/円) | |
| AUD/USD(豪ドル/米ドル) | |
| EUR/GBP(ユーロ/英ポンド) | |
| EUR/JPY(ユーロ/円) | |
| EUR/USD(ユーロ/ドル) | 当社レート配信先のレート(MID:仲値)を参照します。 |
| GBP/JPY(英ポンド/円) | |
| GBP/USD(英ポンド/ドル) | |
| USD/CAD(ドル/カナダドル) | |
| USD/JPY(ドル/円) | |

■ オプションの概要

| 取扱オプションの種類 | ラダー |
|-----------------------|-----------------------------------|
| | タッチ / ノータッチ |
| | レンジ(判定時刻) END-IN, END-OUT |
| | レンジ(取引期間中)STAY-IN, BREAK-OUT |
| ジリア年故 (佐利/左佐/年故) | 設定された価格及び商品ごとに設定された上限バリ |
| バリア価格(権利行使価格) | ア・下限バリア価格に基づき決定 |
| ジリマ年枚 (佐和/仁佐年枚) の部ウナ汁 | 各回号の購入受付開始時の原資産価格、およびヒスト |
| バリア価格(権利行使価格)の設定方法 | リカル・ボラティリティ等を用いて設定します。 |
| | • ヨーロピアンタイプ (ラダー、END-IN, END-OUT) |
| | 判定時刻にのみ権利行使 |
| | • アメリカンタイプ(タッチ/ノータッチ、STAY-IN, |
| 権利行使の型 | BREAK-OUT) |
| | 取引期間中および判定時刻に権利行使 |
| | ● 自動権利行使(共通) |
| | (各権利行使期間の判定時刻もしくは取引期間中 |
| | に、各条件を満たしていれば自動的に権利行使さ |
| | れ、満たしていなければ自動的に権利は消滅しま |



| | す。) |
|----------------------------|---|
| | オプションの取引レートは「取引終了までの期間」及び |
| | 「原資産価格」等のいくつかの要因を用いてブラック・ |
| | ショールズモデルの理論価格に調整分を加味して算 |
| | 出します。オプションのペイアウト額は、当該オプション |
| | の買付価格(売却価格)と相対するオプションの売却 |
| 取引レート(購入・売却)の決定方法 | 価格(買付価格)の合計となります。 |
| | また「取引終了までの期間」や「原資産価格」等が変動 |
| | することにより取引レートも常に変動します。そのため、 |
| | 判定時刻直前や原資産である為替市場の急激な変動 |
| | により、取引レートが急激に変動する場合があります。 |
| | 判定時刻の原資産の価格とバリア価格(権利行使価 |
| | 格)を比較します。 |
| | 1.コールオプションを購入し、 <u>判定レートがバリア価格</u> |
| | <u>以上の場合</u> 、またはプットオプションを購入し、 <u>判定レ</u> |
| | <u>ートがバリア価格未満の場合</u> に 1 ロットあたりの各ペイ |
| 16.7.1.4.7.14 a Mart 14.74 | アウトが生じます。 |
| 権利行使の判定方法 | 2. 判定時刻ちょうどに価格情報が得られない場合は |
| | 判定直前の価格を判定レートとします。 |
| | ※判定レートが得られない場合の直前の価格につい |
| | ては、2 分程度前までさかのぼって参照します。2 分以 |
| | 上レートが提示されていない場合は、回号中止等の判 |
| | 断を行う場合があります。 |
| バリア価格(権利行使価格)の追加 | 取引開始後に、バリア価格が追加されることはありませ |
| | ん。 |

■ 取引について

| 取引方法 | 新規注文は購入のみです。売建(ショートポジション) |
|-------|---|
| | の取り扱いはありません(取引可能期間中は購入した |
| | オプションの売却は可能です)。 |
| 取引単位等 | 購入時:1 ロット単位(1 ロットあたりの取引価格は最 |
| | 小 50 円から最大 999 円の間で変動) |



| | ※1,000 円となる場合は経済合理性を欠くため、価格を |
|--------|-------------------------------|
| | グレーアウトし取引不可とします。 |
| | • 売却時:購入時の取引数量ごと(1 ロットあたりの取 |
| | 引価格は0円から、最大950円の間で変動) |
| | ※オプション売却時は分割して売却することはできま |
| | せん。全口数の売却となりますのでご注意ください。 |
| 呼び値の単位 | オプション 1 ロットあたりでの最小の値幅(刻み値)は 1 |
| | 円です。 |

■ 注文・ペイアウトの種類

| 購入 | オプションの新規の購入。成行注文のみとなります。 |
|-------------|---------------------------|
| 売却取引 | 購入したオプションの売却。購入したオプションの数量 |
| | の一部のみを売却することはできず、全額を成行注文 |
| | のみとなります。 |
| ペイアウト(権利行使) | 判定時もしくは取引期間中に判定レート(市場価格)が |
| | 条件を満たした場合、ペイアウトが発生します。 |
| 権利消滅 | 判定時もしくは取引期間中に判定レート(市場価格)が |
| | 条件を満たさなかった場合、権利は消滅しペイアウトは |
| | 発生しません。 |

■ その他

| 必要証拠金 | 当社の店頭バイナリーオプション取引は証拠金取引で |
|---------|---------------------------|
| | はありません。 |
| 追加証拠金 | 当社の店頭バイナリーオプション取引では、購入時に |
| | 代金を全額お支払いいただくため、追加での金銭(い |
| | わゆる追加証拠金)の請求を行うことはありません。 |
| コスカット | 当社の店頭バイナリーオプション取引では、購入時の |
| | 代金を超えて損失が生じる可能性はありませんので、 |
| | 損失を限定するためのロスカットはありません。 |
| 区分管理 | 日証金信託銀行で区分管理を行っております。 |
| 知識確認テスト | 当社の店頭バイナリーオプション取引を開始する前 |
| | に、オプションおよびバイナリーオプションに関する知 |



| 識確認テストを受けていただきます。知識確認テストに |
|---------------------------|
| て一定の点数を取っていただいた方のみが、お取引を |
| 開始することができます。 |

Binary 株式会社 平成 29 年 3 月 9 日制定 平成 30 年 2 月 20 日改定